

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告3番 5番 小林和良君の一般質問を行います。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは通告に沿ってですね、質問をさせていただきます。本日は空き家対策についての質問一つに絞って行います。

ちょうど1年前の一般質問で、空き家について質問を行いました。その後1年が経過し、最近、空き家の特別措置法というのはですね、これがつい3か月前に改正されました。12月に施行されました。また空き家対策は町の重要課題であり、先に行われた各地区のまちづくりワークショップにおいても、課題としてですね、多くの地区で上位に取り上げられています。以上のことから、空き家対策に向けてですね、提案を含めた質問を行うことにいたしました。ご承知のように山梨県の空き家率はですね、全国の都道府県でいまだトップです。移住目的のない空き家は1998年から2018年の20年間で約1.9倍に増加しています。おそらく2030年では、47万個になるという見込みですね。今後も全国で空き家が増え続けると予想されています。ここに参加されてる皆さん、また視聴されてる皆さんの周辺はどうでしょうか。周辺に空き家が増えていませんか。また数年後、10年後を考えたときに、周辺がどんなふうになっているか想像できますでしょうか。家族をですね雨風、夏の暑さ、冬の寒さから守ってきた家が、やがて空き家となり劣化して、屋根や壁が崩落して、今度は周辺に悪影響を与えるものに変化してしまうという現象が起きています。苦勞して建てた家が、変わり果てた姿になってしまうことは何とも切ない感じがします。このようにですね、周辺に悪影響を与えるものになる前の対策は、循環型のまちづくりに対しても重要な要素と考えます。

それでは（1）の質問に入ります。空き家はですね、住居可能な空き家、それと管理不全な空き家、それと特定空き家に大きく分けて分類されます。それぞれ現状の町の対策についてですね、お伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。住居可能な空き家につきましては、空き家改修費補助金を設け、利活用の促進に努めている他、所有者からの申し出により居宅であれば、空き家バンクとして、店舗であれば空き店舗バンクとしてご登録いただき、新たな利活用の対策を行っております。

また、管理不全空き家や、特定空き家となる前の危険空き家につきましては、町の危険空き家等を解体費補助事業について広報紙でお知らせし、所有者やその親族の方からの直接的な相談の他、区長様や組長様からの連絡があった物件については、危険度の調査を行い、権利者に解体を促す通知を発出してしております。

こうした対策により本年度は危険度判定を15件行い、このうち7件で解体に至っております。また通知後につきましては、回答のないケースもございますので、最初の通知とあわ

せておおむね年2回程度、区長様を通じた緊急度によってはそれ以上の連絡を行い、フォローしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。ではですね、町で把握している空き家の現状について、その件数としてはどれくらいの件数を把握しているのか、説明をお願いします

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。空き家の現状につきましては5年ごとに行っております。住宅土地統計調査の件数である1170件、これがベースとなります。ただし、この調査は、件数の調査でありますので、その内数としまして、危険空き家として通知を出した空き家が59件、その結果として解体に至ったものがこれまで31件、特定空き家は0件となります。この他にも一定数の空き家が存在すると思われるので、確定数を出すのは難しく、前後はありますが、概ねこの1170件程度と理解しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。富士川町ですね世帯数は、6296世帯そして今のお答えの1170件とするとですね、結構な件数になります。店舗も中に入っているでしょうから、一概に言えないと思いますが、それにふさわしいですね空き家があるということですね。それらに対してそれぞれの対応されているようですが、ご報告の状況から考えると、危険空き家というのはですね、もう既に崩壊が始まって、周囲に悪影響を及ぼす危険が及ぼすというのを町の方で判定してその危険空き家として認定するんですけど、すぐに解体しなければ危険な場合、これを危険空き家とやっていますね。おそらくですね、その危険空き家の場合にも、解体には至らずに、結局管理不全空き家として残ってしまう訳は、おそらく年々増加するというふうに思います。そして、町が抱えている絶対数も増加すると思います。皆さんもきっと、近所にはもう崩壊してる家があると思います。それらですね、これ危険空き家を含めた管理不全空き家についての課題をどのようなものがあるのか。教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。管理不全空き家の課題ですが、そもそも空き家の発生する原因としまして相続問題が考えられます。この問題により相続人が未登記の物件も見受けられ、この場合、遠隔地に居住している相続人は、空き家の解体についての意識が希薄となる傾向があります。さらに相続人が、認知、失踪、死亡といったケースもあり、解体が進まないものと考えます。あわせて解体費用の負担についても大きな要因の一つであると考えま

す。これまで空き家等の適切な管理を促進するための必要な措置として発出した通知に何らかのご対応のお返事をいただけない場合の多くは、こうしたことが原因であると考えられます。このようなことが、管理不全空き家についての課題となると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、課題はわかりました。それではその課題についてのですね、対応策これも考えなきゃいけない難しいとは思いますが、現在どのように対応されているのか。お聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。まず解体費用につきましては、所有者にとって大きな負担ではありますが、解体の意思を応援するために町では、解体費用の2分の1、最大50万円の補助を用意しております。また相続の問題ですが、親族間には様々な問題があり、一時的に解決策を見い出せる課題ではありません。このため、先行する自治体や民間事業者の解体事例等を研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

確かにですね、相続の問題が一番大きな問題だと思います。解決にですね時間かかる場合もあります。しかしそれを受けてですね、今回の特措法も改定されたんですね。ですから、ここはですね、その改定を読み加えて、もう一歩進んだ対応が可能になると思われますので、ぜひご検討をお願いいたします。

それでは（2）の質問に入ります。空き家の実態把握および更新は、現在は、町民からの情報を基に更新しているようですが、町で把握可能な水道の閉栓データ、要は空き家になるとですね、水道契約料等が発生するので使用しなくてもですね、それをなくすために水道の使用停止を申請するというのがあるんですね。それを使えばですね、空き家の実態把握に活用できると思うんですけどもそれについてのお考えをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現在町における空き家の実態把握は、5年ごとに行われます。住宅土地統計調査により把握しております。こうしたことから、水道の閉栓データを用いた場合、数値の整合がとれなくなってしまうことから、水道の閉栓データを、空き家の実態把握に活用するという事は考えておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。埼玉県の前橋市ではですね、最新の水道の閉栓データを基に、要は把握しきれていない空き家がないか、調査を行っているようなんですね。わが町ではいろいろな諸々の状況から困難とのことですが、それでは、新たな空き家の把握については、どのような施策を行う計画があるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。空き家の実態把握につきましては、これまでは地区における区長様や組長様からの情報提供や、所有者からの解体の相談により主として危険空き家について積み上げを行ってまいりました。今後は空き家や空き店舗バンク、通学路点検時の情報と、庁内各課との連携を図る中で、把握に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、(3)の質問に移ります。空き家をですね、少しずつ減らしても、またすぐに新たな空き家が発生するという状況は、避けられないと考えます。各家族の問題、あとは昔は昔っていうか、我々のときは長男が家を継ぐという慣習というかそういうものがあつたんですが今はそうではなくて、それぞれ各家族で住むところ所帯ますということから、やっぱり空き家が出る。これはもう自然現象ですね。そこで必要なのはですね、空き家の発生の予防対策が必要だと思います。世田谷区では、将来空き家になる可能性のある家、特にここでは独居なので1人で住んでいる高齢者住宅についてですね、訪問をして活動を行っている。ようなんですね。将来どうするかという相談をする高齢者ですから、いろんなことで突然動けなくなる場合もあるということですね。これはですね、要は複雑な相続の問題が発生する前に早めの対応をするという意味からもあるんですね。本人の意思がはっきりしてるうちに、相続の要は、明確にするということだと思ふんです。そこでですね(3)質問ですが、町ではですね、将来空き家となる可能性のある家、例えば高齢者しか住んでいない持ち家等についてどのように把握されているのかお聞かせください

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。将来的な空き家の可能性を、居住者の状態等から判断することは困難であることから、積極的には把握はしておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれどもですね。現在把握してないということなんですが、将来的に空き家になる可能性を把握することはですね、町の長期総合計画、持続的発展計画を検討する上で非常に重要な要素と考えます。高齢者が住んでいる家が全て空き家になることは断言できませんけれども、対策をしなければ、おそらく、過半数以上は間違いなく誰も住まない家が数多く点在することになります。空き家の発生は自然の流れで、これは悪いことではないんですけども、これまでのように発生明日からの対応では遅いと考えます。先ほど、管理不全空き家の課題で、相続問題が挙げられていました。対応が遅れると、相続の関係で手続きが停滞することが多々生じます。わが町でも例外ではなく、相続問題で何年も、空き家や土地の活用が進まない事例があり、そうなる前の予防策として、重要な空き家発生予測について、他の方法を含め、町のお考えをお伺いいたし、

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。住宅土地統計調査によるアンケート調査では、75歳以上の独居世帯の数の把握はできますが、場所の特定はできません。こうした空き家の調査につきましては、全数調査のようなアナログ作業では、期間的にも体制的にも現実的ではないことから、今後は区長様を通じてそうした空き家の調査把握が可能であるか検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ですね一歩進んでご検討をお願いいたしますそれでは、（4）の質問に入ります。町内ですね、空き家を可視化する、見えるようにするマップを作成してですね、町が行う地域開発計画に活用する考えがあるかを、伺いたいと思います。ちょっとパネルをご覧ください。これはですね、ある地区の方をお願いしてですね、そのデータをもとに、私がゴリゴリと作成した空き家のマップなんですね。赤が空き家、黄色が将来空き家になる可能性が高いこれは70歳以上のご夫婦かもしくは1人で住んでる方の家ですが、お子さんがいらっしゃっても戻ってくる可能性は薄いという感じのところを黄色にしました。そして白は、現在居住中の家ですね。このように可視化するとですね、空き家の分布の状態が非常によくわかる。とですね、これが町の長期総合計画、地域開発を行う上で重要なデータになります。数字で何件、この町には何件と言われても、直感ではわからないですね。広さもわからないし、こういうふうにもアップすることによってよくわかる。このマップを見るとですね、空き家とか将来空き家のある部分が非常に多いと感じると思うんですけども、実はですね、これ、その地区の実態データに基づいて作りましたので、現状と大きな差はないんですね。ですからこれが実態と思っていただいて結構です。これほど空き家の数は多いということなんですね。これを使えば、例えばまとまっているところは何かここに解決するのではなくて、町としてこの辺を、ある地域にやるというような考えも出てくると思うんですね。このようにで

すね、実態を把握するために、可視化する、見える化するマップについては非常に有効と考えるんですけどもそれについていかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。空き家マップにつきましては、マップデータを活用して空き家の状態や情報に応じていろいろされたマップの作成を考えております。このマップにつきましては、空き家所有者の意向を確認するなどして、町の道路計画や民間事業者への開発情報として活用を検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

活用検討していただけるということでありありがとうございます。

再質問ですけれども、ではこの空き家マップはですね具体的にはどのような手順で作成することを検討されるのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。まずは、マップデータの入力作業に用いますレイヤーシートをこれを作成し、そこで町で把握する危険空き家やその調査情報、取り壊し情報や空き家バンクの情報などを掲載するなどできるところから着手し、将来的にはその他の空き家に関する情報を順次入力し、町の空き家情報を網羅したマップを作成して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。これができればですね、各地区の状況が把握できて、地域開発の応用のみならず、災害時の避難経路、避難場所にも応用が可能となります。またはその防災の先ほど話が出ました、ここに井戸の存在とかですね、これも連携すればいろんなものに使えると思います。またこれ他町村でもね、おそらく例を見ない試みだと思うんですね。大変だと思いますが着手はいつ頃から、考えられていますか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。マップのベースとなる住宅地図のライセンス取得などの準備もございますが、明年度にはできるところから着手して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、（5）の質問に移ります。平成26年にですね成立施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法、特措と言ってますかね。この一部が改正されて、令和5年、昨年の12月13日に施行となりました。内容はですね、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空き家の除去等をですね、3本柱にしております。この思考を受けて町では、空き家対策にどのように対応するのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。昨年12月に施行された、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、これまでの特定空き家の前段としての管理不全空き家等が新たに設けられました。この管理不全空き家等の勧告を受けた場合、固定資産税が6分の1になる住宅用地特例が解除されます。また法第13条第2項により町は、特定空き家に移行することを防止するための具体的な措置について勧告することができます。さらに、この状態が放置され、特定空き家等に育成された場合は、その処遇について所有者に報告を求めることができるようになりました。町では、これまで空き家等の適切な管理を促進するための必要な措置として、危険空き家の段階で法第12条の通知を行い、超危険空き家等解体費補助事業の周知を行うことで解体を促してまいりました。今後につきましては、この通知を受けた後一定期間経過しても何らかの対応の回答がない場合には、法にのっとって管理不全空き家等となる旨通知し、減免措置がなくなることや、解体費補助が利用できなくなること、さらに特定空き家等として勧告を受けた場合は、その後の処分について、報告徴収権が発動することを順序立てて周知し、危険空き家増加の抑止力の一助として参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、非常に厳しくなってきたということなんですけれども、その管理不全空き家となる町が把握している件数っていうのは、どれぐらいいいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。現状におきまして、この対応により、一定の回答が得られない場合に、管理不全空き家となる件数は28件でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども特にですね、管理不全空き家で、既に崩壊している家屋もですね、町内には点在しています。そして周辺住居環境に好ましくない影響を与えております。例えば、崩壊による周辺住民に危険をもたらしている。あと崩壊や不法侵入のリスクが高まる。衛生環境が悪化。周囲の地域の景観や資産価値を低下させているというようなことがあります。これらについてですね、状況によっては、町として強制的に代執行を行う考えはありませんか。代執行とは町が法に基づいて解体を施行することなんです。お考えをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長、長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。空き家法が改正されたとはいえ、建物が私権を有する以上、町が取り壊しをお願いするスタンスに変わりはありません。町が所有者に代わって執行するためには、解体費用の予算措置や、当該経費の回収が可能であるかという担保が必要であり、資産調査など煩雑な事務手続きも生じます。こうしたことから、町が所有者に代わって取り壊しを行う考えはございません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですが、まず改正ではですね、代執行の円滑化が図られています。例えば、緊急代執行制度の創設、通常代執行では、命令等の手続きが必要だったがこれは省略されると、あとは代執行費用の徴収円滑化も検討されているということですね。手続きや相続の関係で、何年も崩壊した家屋が実はあるんですね。皆さんも目にすることがあると思います。町としてもですねやっぱり周辺住民の安全確保も考えなきゃいけない。また町ですね持続的発展計画のために崩壊した空き家を放置し続けることはできないと思うんですね。今まではお考えのお答えのようにですね、町が取り壊しをお願いするというスタンスであったと思いますが、そのままでは進まない現状もあります。従って、改正を機に、代執行の検討を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。放置された空き家問題につきましては、町としても大きな課題であると承知しております。しかしながら、代執行には、私権の問題や費用の回収、土地の利活用など様々な課題もあり、慎重な判断も求められるところであります。

こうしたことから、先行する自治体の実例などを研究する中で、今後検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

これからですねステージを1段2段上げた対策が必要になると考えます。ご検討をお願いいたします。（6）に移ります。町民の中にはですね、空き家になったが、誰に相談したらいいかわからないのでそのままにしていると、また司法書士がですね業者に直接聞くのは敷居が高いと。また必要な手続きがよくわからないといった声を聞きます。パネルをご覧ください。パネルの下の方なんですけども、皆さんにはタブレットに入っております。これはですね、これは近隣の市町村でですね既に実施して効果を上げている、空き家無料相談会のチラシなんです。一応許可を得てパネルにしました。これは実はお隣の南アルプス市の例なんです。ここではですね司法書士協会、宅建協会の協力を得て、2013年から開始しています。今では年4回実施して効果を上げているということなんです。私も見学に行かせていただきました。その日はですね8名の相談者が来ていまして、2か所で相談をやったんですけども、場合によっては県外の所有者からも相談来ると、県外に居住してるんですけども、その例えば市の中に、土地または家屋を所有しているという方ですね。そこでですね、わが町も空き家所有者または空き家にある可能性がある町民に対して、空き家無料相談会を開催する計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、空き家の対策の取り組みといたしまして、空き家に関する無料相談会を東京にありますふるさと回帰センターで年2回実施しており、また町では、政策秘書課の窓口におきまして、空き家に関する相談に随時対応しております。これらの取り組みを踏まえ、さらに町民の皆様からのご要望に応える形で、より身近な場所での相談会を開催し、空き家問題の解決に向けて、具体的な支援を検討して参りたいと考えております。

こうしたことから、今後、県の司法書士会など関係機関への協力を依頼し、無料相談会の開催につきまして取り組んで参りたいと考えております。以上になります

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、町が主催する相談会は、町民の空き家に対しての周知啓発にも効果があると思います。わが町も無料相談会開催に向けていよいよ取り組んでいくとのことなんですけども、これ一步前進だと思います。ところでですね第1回目は目標としていつごろをめどに計画される予定なのか、現時点でわかる範囲で教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。無料相談会の実施計画につきましては、今後、県の司法書士会と協議を重ねることで進めていきたいと考えております。町では、年複数回の

実施を目指していることから、大体7月8月夏前の開催に向けて取り組んで参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

開催に向けて進めていただけるということですのでよろしくお願いたします。それでは（7）に移ります。先ほどですね、無料相談会の開催と実施とともにですね、空き家に関する知識を広めるために、空き家Q&A集疑問に対して答えるという。作成してですね、空き家について広く町民に周知する計画があるか、伺います。例えばですね、福井県の越前町ではですね、町のホームページに、空き家対策というコーナーを設けて、その中の空き家相談のよくある質問という中でですね、Q&Aを公開しております。認識を高めるのは、非常に効果がある仕様と考えますこの中では例えばですね、空き家の何が問題なのか。所有者等にはどのような責任があるのか。自分で空き家の管理ができない場合にはどうしたらいいでしょうか。空き家を相続しましたが、住む予定はありませんどうしたらいいでしょうか。解体の支援を受けたいのですがありますか等ですね、クエスチョンですね、疑問を全部並べてそれに対して、一つ一つその回答をされてるんですね。それを見て、皆さん基本的な空き家の対策についての知識をまず得ると、わからなければ、例えば相談の相談会に行くというような手法もあると思うんですね。ですからこのようなですね、方法で周知することは、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町ではより多くの方々へ、空き家についての正確な情報を提供し、理解を深めていただくには空き家に関するQ&A集などを作成して、町のホームページ等で周知することが重要であると考えています。

こうしたことから、空き家に関して、町に寄せられた様々な質問に対する回答を盛り込むことで、空き家問題に対する理解促進と課題の解決に向けた空き家の管理方法や利活用などを記載したQ&A集を作成して参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ありがとうございます。町長から直接お答えをいただきました。それではですねお答えをいただいたところで、これは無料相談会にも結びつけてですね、空き家対策の一助とする方法が良いと思いますけども、これについても目標として、大体第1段はどれぐらいを目途に作成される予定なのか、わかったら教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほど議員さんのお話の中でも出てきておりますとおり、空き家に関する大きな問題、おそらく管理の部分ともう一つは相続、法律に関する問題が大きなのところではないかと町では考えております。

こうしたことから、その回答につきましては、やはり県の司法書士会の意見などを聞くなどして作成を考えていきたいと思っております。

こうしたことから、この無料相談会の開催に合わせるような形で、このQ&A集の作成を行っていきたくと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。それでは最後に町長にお伺いします。空き家対策はですね、もう次のステージに切り替わる段階に来てると思います。また今回質問と同時にですね、いくつかの提案をさせていただきました。担当からは提案に対して積極的に進めるという前向きなご返答をいただきました。しかしですね実際には相当な仕事量になると思います。言う方は簡単ですけども、受けた方が結構な仕事量だと思います。従ってですね、それに見合う体制作りも必要だと思います。それらを含めてですね、総括として、町長のお考えをお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。まさに空き家対策、また空き家政策というのはですね、これからの富士川町の未来を占う重要な政策の一つでありますここに力を入れていかなければですね富士川町の持続的、持続可能なまちづくりというのは困難になってくると思います。やはり空き家対策によってですね住環境の整備や移住定住、観光、また人口減少対策にもなってくるこの政策をしっかりと進めていきたいというふうな思いでございます。議員からも数々の提言をいただきました。また、より調査研究をしていただきながらですね、提案をいただいたことをですね踏まえながらですね、町でもこの空き家対策、これがですね、さらにステージが上がるようなですね、そういった組織体制もですね、模索しながらですね、今後力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。一つよろしく願いいたします。以上で私の質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告3番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。